2　申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務（法第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村申請等関係事務をいう。以下この項において同じ。）を行うものに限る。）は、法第百二十二条の七の規定により読み替えて準用する同法第百二十二条の六第三項に規定する場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。 一　担任関係市町村申請等関係事務処理業務（法第百二十二条の七に規定する担任関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この項において同じ。）を当該担任関係市町村申請等関係事務処理業務に係る関係市町村申請等関係事務を担任する関係市町村の長その他の執行機関に引き継ぐこと。 二　担任関係市町村申請等関係事務処理業務に関する帳簿、書類及び資材を当該担任関係市町村申請等関係事務処理業務に係る関係市町村申請等関係事務を担任する関係市町村の長その他の執行機関に引き継ぐこと。 三　その他担任関係市町村申請等関係事務処理業務に係る関係市町村申請等関係事務を担任する関係市町村の長その他の執行機関が必要と認める事項	（他の省令の準用） **第十四条**　［同上］ ［新設］
（他の省令の準用） **第十八条**　［略］ **別記様式**（第七条関係） ［様式　別紙　挿入］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

［別記様式］（第七条関係）　別紙

再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出

（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条の2関連）

平成　年　月　日

一般地方独立行政法人の理事長　あて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条の2の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　届出者

（ふりがな） 氏名	一般地方独立行政法人における地位

2　法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな） 氏名	法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時 平成　年　月　日　時
勤務先営利企業等の名称	勤務先営利企業等における再就職者の地位

3　法令等違反行為の要求又は依頼の内容
